

神戸市文化芸術団体支援事業団体登録要綱

平成 31 年 4 月 25 日 市民参画推進局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市文化芸術団体支援事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づく助成金の交付を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録するにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請要件)

第 2 条 登録を申請できる団体は、次の（１）～（３）のいずれかに該当するとともに、（４）～（13）のすべてを満たす団体とする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の規定に適合し認定を受けた法人（以下「公益法人」という。）。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された法人のうち法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に該当する法人で、理事会等において、3 年以内に公益法人への移行を意思決定している場合を含む。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「NPO法」という。）に定める特定非営利活動法人。
- (3) 申請期間が令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間であって、令和 5 年度又は令和 6 年度に「まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成」の交付決定を受けた任意団体等。
- (4) 神戸市内に主たる事務所を有し、神戸市内を拠点として活動していること。
- (5) 文化芸術での 1 年以上の活動実績があること。
- (6) 趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でないこと。
- (7) 団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でないこと。
- (8) 学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でないこと。
- (9) チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (11) 認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われていること。
- (12) 市税及びその他の租税を滞納していないこと。
- (13) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は、暴力団もしくはその構成員（暴力団の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第 3 条 登録を申請する団体は、団体登録申請書（様式第 1 号）に、団体の概要書（様式第 2 号）等市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請に対し、第 2 条に規定する要件に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで、助成金交付要綱の対象団体として登録の可否を決定し、登録団体の概要書を公開するものとする。

- (1) 広く市民に対し、文化芸術等を鑑賞する機会の提供を行っていること。
- (2) 本市における文化芸術の継承、発展及び創造に寄与する活動を行っていること。
- (3) 活動や組織の持続的な発展が期待されること。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、団体登録決定通知書(様式第3号)により、前条の規定により不適合となり登録しなかったときは、団体非登録通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の有効期間は、前条の規定による登録の通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとする。ただし、第2条第1項第1号及び第2号に該当せず、同条同項第3号の要件に該当する団体においては、令和10年3月31日までとする。

(登録の変更)

第7条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、団体登録変更届(様式第5号)に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 登録団体は、団体事業報告書等届出書(様式第6号)に、当該事業年度の事業報告書及び収支計算書を添えて、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

(登録の更新)

第9条 第6条の規定による登録の期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は、団体登録更新申請書(様式第7号)に、団体の概要書等市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。登録を取り消したときは、団体登録取消通知書(様式第8号)により当該団体に通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 前条の書類を提出しないとき。
- (4) 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) その他、市長が必要と認めたとき。

(調査)

第11条 市長は、第3条の規定による申請を行った団体又は登録団体に対して、当該団体の承諾を得て、第4条の規定による登録の可否の決定又は前条の登録の取消しに関して必要な調査を行うことができる。

(情報公開)

第12条 市長及び登録団体は、登録団体の活動について、広く周知するものとする。

(秘密の保持)

第13条 登録団体は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。登録期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 登録団体は、この事業で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)及び個人情報以外の秘密等に係る情報を取扱う時は、この事業の履行に関し、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に記載された事項を

守らなければならない。登録期間が終了し、又は登録を取り消された後においても同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、団体登録に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日より施行する。

情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 ここで定める情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、神戸市文化芸術団体支援事業の実施における特記条項として、個人情報を取り扱う業務に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3)第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(4)重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び神戸市（以下「市」という。）が指定する情報をいう。

(5)情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 登録団体は、情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月条例第18号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月規則第1号）及び神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、神戸市文化芸術団体支援事業に付随して生じる業務（以下「事業関係業務等」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、事業関係業務等を履行するために必要な情報の取扱いにあたっては、市の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 登録団体は、事業関係業務等を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 登録団体は、事業関係業務等を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、登録期間終了後においても、同様とする。

(目的外使用の禁止)

第4条 登録団体は、事業関係業務等を履行するにあたって知り得た情報を、市の書面による事前の承諾を得ることなく事業関係業務等を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。登録期間終了後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第5条 登録団体は、事業関係業務等を履行するにあたって市から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(提供文書等の廃棄等)

第6条 登録団体は、事業関係業務等を履行するにあたって市から貸与され、又は登録団体が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、登録期間が終了し、又は取消された後直ちに廃棄しなければならない。

らない。ただし、登録団体が登録団体の電子計算機（以下「機器」という。）を使用して重要情報を処理している場合は、登録団体は、機器からすべての重要情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、市は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

（事故発生時における報告等）

第7条 登録団体は、市の提供した情報並びに登録団体が事業関係業務等の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。登録期間終了後においても、同様とする。

2 登録団体は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1)直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2)市の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3)市の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4)市の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

（検査等の実施）

第8条 市は、登録団体に対し、事業関係業務等に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 登録団体は、市から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（収集の制限）

第9条 登録団体は、事業関係業務等を履行するにあたって情報を収集するときは、事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

神戸市長 宛

神戸市文化芸術団体支援事業 団体登録申請書

団体名	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	〒 ー 神戸市 区		
代表者の役職・氏名	(ふりがな) (役職) (氏名)		
担当者	氏名	(ふりがな)	
	連絡先	電話	FAX
		E-MAIL	
団体の種類 (いずれかに○をつけてください)	①公益社団法人 ②公益財団法人 ③NPO法人 ④一般社団又は一般財団法人(非営利型)で3年以内に公益法人へ移行予定 ⑤ 令和5年度又は令和6年度に「まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成」の交付決定を受けた任意団体等		
(以下、確認されましたらチェック☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 神戸市内に主たる事務所を有し、神戸市内を拠点として活動している。 <input type="checkbox"/> 文化芸術での1年以上の活動実績がある。 <input type="checkbox"/> 趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でない。 <input type="checkbox"/> 団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でない。 <input type="checkbox"/> 学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でない。 <input type="checkbox"/> チャリティ・ボランティア活動を主たる目的とした団体でない。 <input type="checkbox"/> 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でない。 <input type="checkbox"/> 認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 市税及びその他の租税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。),又は暴力団もしくはその構成員(暴力団の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でない。			
(以下、揃っていればチェック☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 団体概要書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 前(直近)事業年度の事業報告書 <input type="checkbox"/> 前(直近)事業年度の収支計算書 <input type="checkbox"/> 直近の役員名簿、社員(構成員)名簿 <input type="checkbox"/> 申請年度の事業計画書 <input type="checkbox"/> 申請年度の収支計画書 <input type="checkbox"/> 実績のわかるもの(パンフレット、新聞記事等 HP等で確認できる場合は省略可)			
(法人の種類が上記④に該当する団体は、下記についても提出してください) <input type="checkbox"/> 公益法人への移行を意思決定した資料(理事会の議事録など) <input type="checkbox"/> 兵庫県税務所に提出した設立等申告書控え(写し)			

寄附者へのPR等

(その2)

<p>団体の課題 （困っていること、改善すべきだと考えていること等）</p>	
<p>団体のビジョン （目指していること、支援を受けて取り組みたいこと等）</p>	
<p>寄附者に対するPR</p>	
<p>寄附者への返礼品</p>	

この申請書に記載している事項に間違いはありません。

令和 年 月 日

団 体 名 _____

代表者名 _____

様

神戸市長

神戸市文化芸術団体支援事業 団体登録決定通知書

令和 年 月 日付 団体登録申請について、貴団体の登録を決定しましたので通知します。
なお、登録内容に変更が生じた場合は、団体登録要綱第7条の規定により速やかに変更届を提出すること。

【留意事項】

- この団体登録は、神戸市文化芸術団体支援事業助成金の対象団体として登録するものであり、助成金の交付を約束するものではない。また、市が他の文化芸術団体との間に優劣をつけるものではない。
- 登録の有効期間は、この登録の通知の日付の含まれる年度の翌々年度末までとする。
- 登録期間内は、毎年、各団体の事業年度の最終日から3ヶ月以内に事業報告書及び収支計算書を市長に提出しなければならない。
- 登録期間内は、登録申請及び事業報告の際に提出する次の書類を、貴団体の事務所等に閲覧用に設置することとし、ホームページに掲載する等積極的に市民に公開し、活動内容等の周知に努めること。
 - 様式第1号及び第2号
 - 定款

団体登録様式第4号（第5条関係）

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市文化芸術団体支援事業 団体非登録通知書

令和 年 月 日付 団体登録申請について、下記のとおり登録を行わないこととしましたので、通知します。

記

- 1 登録を行わない理由

神戸市長 宛

神戸市文化芸術団体支援事業 団体登録変更届

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、団体の概要書（様式第2号）を添付し、届け出ます。

記

団体名	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	〒 区 神戸市 区		
代表者	(ふりがな) (役職) (氏名)		
担当者	氏名	(ふりがな)	
	連絡先	電話	FAX
		E-MAIL	
変更する内容及びその理由			
変更年月日	令和 年 月 日		

※ 変更に伴い、行政庁又は所轄庁に提出した書類があれば、その写しを添付すること

神戸市長 宛

神戸市文化芸術団体支援事業 団体事業報告書等届出書

神戸市文化芸術団体支援事業団体登録要綱第8条の規定に基づき、次のとおり下記の書類を提出します。

記

団体名	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	〒 区 神戸市 区		
代表者	(ふりがな) (役職) (氏名)		
担当者	氏名	(ふりがな)	
	連絡先	電話	FAX
E-MAIL			
提出書類	・事業報告書 ・収支計算書		

神戸市長 宛

神戸市文化芸術団体支援事業 団体登録更新申請書

団体名	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	〒 ー 神戸市 区		
代表者	(ふりがな) (役職) (氏名)		
担当者	氏名	(ふりがな)	
	連絡先	電話	FAX
		E-MAIL	
法人の種類 (いずれかに○をつけてください)	①公益社団法人 ②公益財団法人 ③NPO法人		
<p>(以下、確認されましたらチェック☑を入れてください)</p> <p><input type="checkbox"/>神戸市内に主たる事務所を有し、神戸市内を拠点として活動している。</p> <p><input type="checkbox"/>文化芸術での1年以上の活動実績がある。</p> <p><input type="checkbox"/>趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でない。</p> <p><input type="checkbox"/>団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でない。</p> <p><input type="checkbox"/>学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でない。</p> <p><input type="checkbox"/>チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でない。</p> <p><input type="checkbox"/>宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でない。</p> <p><input type="checkbox"/>認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>市税及びその他の租税を滞納していない。</p> <p><input type="checkbox"/>暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。),又は暴力団もしくはその構成員(暴力団の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でない。</p>			
<p>(以下、揃っていればチェック☑を入れてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 団体概要書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 直近の役員名簿、社員(構成員)名簿</p> <p><input type="checkbox"/> 申請年度の事業計画書 <input type="checkbox"/> 申請年度の収支計算書</p>			

団体登録様式第8号（第10条関係）

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市文化芸術団体支援事業 団体登録取消通知書

事業団体登録要綱第10条の規定に基づき、次のとおり取消しすることを決定したので通知します。

記

1 取消理由